

基本計画の検討資料
(令和4年4月15日時点)

第5章 基本政策5 【安全安心】

第1節 危機管理・・・・・・・・・・ |

第1節 危機管理



【現況と課題】

- 近年、発生している大規模な地震、台風や集中豪雨といった自然災害に加え、新たな感染症のまん延や武力攻撃の発生への懸念など、日常生活を脅かす緊急事態に対する人々の不安や危機管理への関心が高まっています。
- 自然災害による被害を最小限に抑えるためには、市民による「自助」、地域による「互助」・「共助」、市及び消防・警察などによる「公助」それぞれの観点から、各主体が連携して防災体制を確立し、多様な災害に対応できるよう平常時から準備することが重要です。
- これまで、市民や自主防災組織による災害に備えた取組を支援するとともに、防災に関する正確な情報伝達や啓発活動・防災訓練の実施、防災設備や備蓄品の整備などを行ってきましたが、今後も災害に強いまちを実現するため、国土強靱化の取組を進めることが重要です。
- 新座市は、朝霞市・志木市・和光市と共に埼玉県南西部消防局を設立し、広域消防により対応していますが、地域防災の要となる消防団の活動の充実を図り、消防体制の整備・強化を進めていく必要があります。
- 防犯面に関しては、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、市、市民、事業者、警察その他関係団体が一体となって地域におけるパトロール活動などを展開してきました。
- 市内での犯罪発生件数は、全国と同様に減少傾向にありますが、高齢者を狙った振り込め詐欺や、インターネット・SNSなどの新たな犯罪による被害が増加していることもあり、犯罪の特性に応じた対応策の検討が必要となっています。
- 犯罪のないまちづくりのためには、警察の活動や防犯設備の整備だけでなく、市、市民及び事業者のそれぞれが犯罪を防止する主役となり、地域のつながりを強めることで、犯罪を未然に防ぐことが重要です。
- 市民の防犯意識の更なる高揚を図るとともに、関係機関と連携した防犯体制の整備を進めていく必要があります。
- 不測の事態に対応できるよう、日頃から職員の危機管理意識を高めるとともに、危機管理体制を組織ぐるみで整備していくことが重要です。

施策1 災害に強いまちづくりの推進

【主な施策展開】

(1) 防災意識の高揚

- 防災に関する情報を発信し、市民一人一人の防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織の活動及び防災リーダーの育成を支援します。

(2) 防災体制の充実

- 災害時の食糧や資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、支援を必要とする方にも配慮した避難所の整備や防災設備の充実を図ります。
- 災害時における応援体制の強化のため、他の自治体や事業者などと災害時応援協定の締結を推進します。
- 防災性の高い住環境づくりを推進するため、建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。
- 高齢者、障がい者や外国人などの避難行動要支援者に対する支援に関して、自主防災組織や消防団などと連携し、避難支援体制の強化を図ります。

(3) 消防体制の充実

- 活力ある消防団づくりを目指し、消防団の加入促進や処遇改善を図るとともに、消防団員の技術の向上を図ります。
- 埼玉県南西部消防局と連携して、消防団の設備や装備品の充実を図るとともに、情報の伝達体制の強化を図ります。
- 地域の消防力の充実を図るため、街角消火器の設置を進めるとともに、消火栓や防火水槽の整備・維持を行います。

施策2 防犯体制の充実

【主な施策展開】

(1) 防犯意識の高揚

- 市民一人一人の防犯意識の高揚を図るため、新たな犯罪の特性に応じた内容に見直しながら、啓発活動を実施します。

(2) 防犯体制の整備

- 警察署と連携して不審者情報・犯罪情報を把握し、学校・防犯関係団体などへ速やかに情報提供を行い、地域の防犯体制の充実を図ります。
- 防犯パトロールなど、市民及び事業者による自主的な防犯活動を促すため、防犯関係団体の活動の支援を行います。
- 道路照明灯の設置など、防犯設備の整備を推進します。また、私道の防犯灯を設置・管理する町内会に対し、支援を行います。

施策3 危機管理への対応力強化

【主な施策展開】

(1) 危機管理への対応力強化

- 自然災害や武力攻撃の発生、新たな感染症のまん延などの危機事象から市民の生命、身体、財産を守るため、有事の際に迅速かつ的確な対応が図れるよう、訓練・研修の実施により職員の危機管理への対応力を強化します。